

守秘義務に関する規程 準則

(目的外使用の禁止)

第1条 (以下「本会」という。)は、第三者評価機関として情報を収集する場合、第三者評価事業(以下「評価」という。)の実施に必要な最小限の情報のみ収集し、収集した情報を評価事業以外の目的には決して使用しないものとする。

(漏洩の禁止)

第2条 本会は、評価を実施する上で知り得た、利用者およびその家族(以下「利用者等」という。)並びに本会が評価を実施するサービス事業者(以下「事業者」という。)に関する情報を第三者に漏洩しない。

また、本会が評価を実施するにあたり、外部者に対して協力依頼または、業務の一部を委託した場合には、当該外部者が知り得た利用者等並びに事業者に関する情報を、第三者に漏洩しないよう適切な指導を行うものとする。

なお、この守秘義務は本会と事業者との間で交わされる評価契約終了後も同様とする。

(事業所への報告)

第3条 本会は、評価を行うなかで実施した利用者調査については、記入者が特定されないように加工した上で評価事業所に報告するものとする。

また、実際に使用し、回答の記入された個別の調査票については、事業者やその他の第三者に漏洩しないように、評価終了後に破棄する等の処置を行う。

(訪問調査利用者等情報等)

第4条 本会は、評価を実施するにあたり、原則として訪問調査の際、利用者等に関する情報が記載された書面は、訪問調査先で確認することとし持ち帰らないものとする。

(訪問調査事業者情報等)

第5条 本会は、事業者に関する情報が記載された書類については、第3条に定める回答の記入された利用者調査票を除き、原則として訪問調査の際、現地で確認することとし、持ち帰らないものとする。

ただし、事業者の同意がある場合は、この限りではない。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。